

令和6年度

[措置状況] 措置済み…○、改善検討中…△、その他…□、未措置…空欄

連番	報告書ページ	区分	担当課	指摘及び意見の概要	措置状況	措置等の内容
1	68	意見	子育て支援課	【利用者の意見等の共有について】 子育て支援ショートステイ事業について、不満や意見の有無を記録し、部署内で共有し、翌年度以降の改善の可否の検討につなげるべきであるとする。	○	利用者からの不満や意見の有無について、利用者に電話にて聴取していますが、不満や意見がない場合も、実施施設から提出される実績報告書にその結果を記載する運用に、令和7年4月から変更しました。また、実施施設から意見等がある場合は、「特記事項」に記載する運用になっています。また、意見の有無等については、利用実績を確認し、施設に委託料を支払う支出負担行為の承認・決裁者間（担当者→主査→管理職）で、令和7年4月から確認・共有することとし、改善の必要性について確認できるようにしています。
2	68	意見	保育課	【計画と実績との差異理由の説明について】 保護者の経済的負担の軽減について、計画と実績に著しく差異が発生した場合には、当該差異とその原因についても分析し説明することが望ましいと考える。	△	
3	69	意見	保育課	【計画と実績との差異理由の説明について】 民間保育所の保育士の処遇改善促進のための人件費補助金について、計画と実績に著しく差異が発生した場合には、当該差異とその理由についても説明することが望ましいと考える。	△	
4	70	意見	保育課	【事業の効果検証について】 延長保育事業費について、事業の周知方法や使い勝手等について当該年度の事業の効果を検証すべきであるとする。	△	
5	70	指摘事項	子ども保健課	【事業の効果検証について】 性と健康の相談センター事業（相談）について、事業の周知方法や使い勝手等、事業の実施体制に改善の余地がないかを確認し、事業の効果を検証すべきであるとする。	○	性と健康の相談センター事業（相談）の周知方法や実施体制について、令和7年2月に課内で事業効果を話し合い、その結果をもとに令和7年度からの事業実施に向けて令和7年3月にホームページ修正やチラシ作成を行うなど事業を改善した。また、相談体制の充実のため、令和7年10月に医療機関等の関係機関に対し、流産死産等を経験された方へのグリーフケアに関するアンケート調査を実施し、医療機関等におけるグリーフケアの現状を整理し、結果を課内にて共有した。アンケート結果を踏まえ、令和8年度は関係機関との連携やホームページの修正等により相談窓口の周知を強化していく。
6	71	指摘事項	子ども保健課	【事業の効果検証について】 産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）について、事業の周知方法や使い勝手等、事業の実施体制に改善の余地がないかを確認し、事業の効果を検証すべきであるとする。	○	産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）の周知方法や実施体制について、令和7年2月に課内で事業効果の話し合いを行った。その結果、事業の周知方法や実施体制の充実のため、令和7年4月以降から本事業に利用者に対しアンケート調査を実施し、結果を課内にて共有した。アンケートでは「早い時期から利用すればよかった」などの意見があり、妊娠期からできる具体的な支援内容などの周知が不足していると考えられるため、令和8年度は妊娠中からの積極的な利用について周知を強化していく。
7	73	指摘事項	生涯学習課	【事業の見直しについて】 思春期家庭教育講座について、計画に対する実績を比較し、本当に必要な事業であるか、また必要な事業であるならば、事業の周知方法や実施体制に改善の余地がないかを検討すべきであるとする。	○	事業の周知方法や実施体制について、改善の余地がないか検討を進めたが、中学校が主催して講演会等を開催することは多忙化している学校現場においては困難であるため、令和8年度より事業の廃止を行う。ただし、悩みや不安を持つ保護者に対し、子育てに関する講座を実施することは、家庭教育力の向上を図るうえでは重要であると考えられるため、別の事業において充足させていくことを検討していく。
8	74	意見	財政課	【計画に対する実績の説明について】 主要施策成果報告書などにおいて、計画に対して実績がどうだったかを説明することが、市民にとっては、より有用であるとする。	△	
9	76	指摘事項	子ども未来館	【つどいの広場事業委託料に係る精算額について】 つどいの広場事業委託料精算において、過大請求等を防止するため、領収書等を入手すべきと考える。あるいは、要領等の中に受託業者の決算額の内訳等をいつでも確認できる旨の記載を設けるべきと考える。	○	豊橋市つどいの広場事業実施要綱を改正し「収支決算の内訳に関する資料その他必要な資料の提出を求めることができる」旨を規定し、令和7年4月1日より施行した。また、委託料精算時には、必要に応じて、領収書等裏付け資料を入手し確認を行うこととした。
10	76	意見	子ども未来館	【謝礼の支払い頻度について】 ここにごサークルサポーター及びサークル相談員に対する謝礼の支払いについて、業務負担の軽減や、振込手数料の削減のため、数か月に1度、まとめて支払うなど、支払い回数の削減を検討することも有用であるとする。	○	ここにごサークル運営要領を改正し、子育てサポーター及びサークル相談員（サークル訪問以外の活動分）の謝礼の支払いは、「3か月毎にまとめて支払いを行う」と規定し、令和7年4月1日より施行した。令和7年度より3か月分をまとめて支払いを行うよう事務を改善した。
11	77	意見	子ども若者総合相談支援センター	【アンケートの実施について】 ヤングケアラー学生向けフォーラム事業について、アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の可否の検討につなげるべきであるとする。	○	令和6年度よりアンケートを実施し、アンケート結果を部署内で共有した。アンケートの内容をもとに、事業実施における改善点について検討を行い、令和7年度はヤングケアラー当事者の講演に併せ、市の相談窓口の案内を入れるなど、参加した学生が、悩んだときにどうしたらよいかをわかりやすく示す内容を盛り込んだ。
12	77	意見	子ども若者総合相談支援センター	【アンケートについて】 豊橋市家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業について、利用者からの生の声を入手するためにも、直接、利用者によってアンケートを実施することが望ましいと考える。なお、アンケート項目を簡略化する工夫が必要であるとする。	○	令和7年度より、受託事業者の行うアンケートとは別に、簡易なアンケートを市職員が実施した。アンケートは課内で共有し、翌年度以降の参考として活用することとした。なお、令和7年度のアンケート内容からは、改善したほうがよい状況は見当たらなかった。

連番	報告書ページ	区分	担当課	指摘及び意見の概要	措置状況	措置等の内容
13	78	意見	保育課	【アンケートの実施について】 一時預かり事業（保育所等）について、利用者に対して直接アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考え	△	
14	78	指摘事項	子ども保健課	【個人情報の取扱いについて】 妊婦健康診査について、豊橋市医師会との間で締結した個人情報の取扱いと同等の取扱いがなされていることを確認する必要があると考える。	○	妊婦健康診査は豊橋市医師会の構成員である各医師がそれぞれ属する医療機関を健診会場として実施している。医師や看護師をはじめとした医療従事者には、法令（刑法第134条、保健師助産師看護師法第42条の2等）で厳格な守秘義務が課せられており、平時より厚生労働省のガイダンスに従って適切に個人情報を取り扱うとともに、保健所による立入検査も定期的に行われるなど、本契約にて締結した個人情報の取扱いと同等の取扱いがされていることを令和7年3月に豊橋市医師会への聞き取りにて確認した。
15	79	意見	子ども保健課	【アンケート結果の部署内の共有について】 産後ケア事業について、アンケート結果を通して、部署内で共有した資料を残し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考え	○	回収したアンケートについて、集計結果をまとめたもの（令和5年度分）を令和7年2月に課内で情報共有するとともに、令和7年3月に課内で実施した令和7年度の産後ケア事業の改善等に向けた話し合いの場において活用した。その結果、より早い段階から制度を知ってもらうため、令和7年度版「豊橋市子育て情報ガイドブック」での当該事業の掲載場所を出産後から妊娠期のページ内に変更するなど周知方法の改善を図った。
16	80	意見	子ども保健課	【委託料の金額検討について】 産後ケア事業について、定期的に、委託料の金額の妥当性を検討する必要があると考える。	○	産後ケア事業の委託料の金額の妥当性について検討するため、令和7年2月に産後ケア事業の実績がある事業者に対して聞き取りを行い、委託料の今後の方向性について課内で話し合いを行った。 さらに、令和7年4月以降、他都市の状況を把握し、事業者への聞き取り結果とあわせ、課内で検討した結果、委託料の金額を一部変更することとし、令和8年度予算に反映させた。 （金額の妥当性を検討した際の資料についても予算関連資料とあわせて保管。）
17	80	指摘事項	子ども保健課	【契約手続について】 母子健康手帳について、随意契約を行う場合には、一者随意契約理由書を作成し、承認された後に購入する必要があり、承認されない場合には、競争入札等を行うこととなるため、改善が必要と考える。	○	母子健康手帳の購入時における契約手続について、令和6年度包括外部監査を受検する中で随意契約に関する規定等を調べて整理した。その結果、本契約手続きにおいては一者随意契約理由書を作成することが必要であることを確認し、令和7年1月購入の母子健康手帳の契約手続きにおいて一者随意契約理由書を作成した。（承認、契約済みです）
18	81	意見	子ども保健課	【アンケートの実施について】 産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）について、アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考え	○	産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）の周知方法や実施体制について、令和7年2月に課内で事業効果の話し合いを行った。 その結果、事業の周知方法や実施体制の充実のため、令和7年4月以降から本事業に利用者に対しアンケート調査を実施し、結果を課内にて共有した。アンケートでは「早い時期から利用すればよかった」などの意見があり、妊娠期からできる具体的な支援内容などの周知が不足していると考えられるため、令和8年度は妊娠中からの積極的な利用について周知を強化していく。
19	81	意見	子ども発達センター	【アンケート結果の部署内の共有について】 在宅支援訪問療育等指導事業及び施設支援一般指導事業について、アンケート結果を通して共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考え	○	アンケート集計結果を、障害児等療育支援事業実施要綱に定める「別紙様式2」における、関係書類「4 その他参考となる資料」として提出することを義務付け、令和7年3月に委託先へ依頼した。 また、本件を課内で共有し事業改善の要否の検討につなげるよう、令和7年3月、課内に周知した。
20	83	意見	図書館	【点検結果を踏まえた検討について】 建築物及び建築設備定期点検の結果について、利用者への影響はあるか、緊急に対応が必要かについては、検討内容を資料として残すことが望ましいと考える。	○	令和6年度の建築物及び建築設備定期点検の検査報告決裁において、利用者への影響はあるか、緊急に対応が必要かについて、検討した資料を添付した。また、令和7年度以降も同様に対応するよう令和7年4月3日に館内会議で周知した。
21	83	指摘事項	自然史博物館	【選定委員会の構成について】 大型映像番組選定委員会について、選定委員会の構成を決定する際には、特別な利害関係を有する者を除く等の規定を含めるべきであると考え	○	令和7年4月1日から『豊橋市自然史博物館大型映像番組選定委員会設置要綱』第4条第1項「委員会は、委員長及び委員をもって構成し、定数は6名以内とする。」を改正し「委員会は、提案者となり得る企業と特別な利害関係のない委員長及び委員をもって構成し、定数は6名以内とする。」とする旨、令和7年1月8日決裁済み。
22	84	意見	学校教育課	【文書保存期間の取り扱いについて】 学齢簿・就学援助システム用端末機器等賃貸借に係る文書の保存期間について、判断指針を定めることを検討する必要がある。また、契約期間が継続している限りその起案文書についても合わせて保管することが望まれる。文書保存の目的に応じたルールの明確化が必要と考える。	△	
23	85	意見	学校教育課	【随意契約内容の公表について】 学齢簿・就学援助システム開発業務（住民記録システム標準化対応）について、契約手続の透明性・公正性・競争性の向上を図るため、随意契約として理由などの開示を検討することが望まれる。	△	
24	86	指摘事項	保健給食課	【モニタリングの実施について】 公益財団法人豊橋市学校給食協会への給食補助等委託業務について、受託したSPC（特別目的会社）と共通する業務に関しては、それと同等程度のモニタリングが必要ではないかと考える。	○	他の学校給食センターで同様の業務を委託に対して実施しているモニタリング項目を基に、当該業務委託にかかるモニタリングチェックシートを作成し、令和7年9月分の業務より運用を開始した。

連番	報告書ページ	区分	担当課	指摘及び意見の概要	措置状況	措置等の内容
25	88	意見	保健給食課	【モニタリングシートの様式について】 SPCによる業務遂行状況のモニタリングについて、モニタリングシートの共通化が望ましいため、豊橋市側が必要な項目を最終的に決すべきである。	○	令和7年9月からの北部学校給食センター及び南部学校給食センターにおける長期包括委託事業の開始に伴い、モニタリングシートの書式について市が最終決定し共通化した。項目についても、各受託企業のノウハウに関する部分を除き、項目を共通のものとした。
26	90	意見	保健給食課	【モニタリングの実施について】 SPCによる業務遂行状況のモニタリングについて、判断結果及びそこに至った過程を簡潔な記載でも構わないので書類に残すべきである。	○	令和7年9月から内容を具体的に明示するとともに、チェックする書類も明らかにしたうえで判断結果を記載することで、評価の判断が判るようにした。それでも判断過程が分かりづらくなる場合には、コメント欄に記載して記録を残す運用とした。
27	90	意見	生涯学習課	【事業効果の検証について】 のびるんdeスクールの活動成果について、実際の利用児童数又は利用延べ人数を用いることが望ましいと考える。	○	今後子どもの数が減少することや、のびるんdeスクール事業の実施日が減数する可能性があることをふまえ、令和7年3月12日課内打合せにて、第6次豊橋市総合計画後期からは、活動成果の指標を利用者の満足度に改めることとした。なお、主要施策成果報告書の指標において延べ参加者数(利用延べ人数)として事業効果を検証している。
28	91	意見	生涯学習課	【管理運営業務委託料の予算配分について】 のびるんdeスクールの管理運営業務委託料について、各校の実際の利用規模に応じた支給がなされることが望ましい。	○	のびるんdeスクール管理運営業務委託料について、従来は当該年度の各小学校児童数で按分していた。令和7年度支給分(令和7年5月15日支払い)より、令和6年度の参加実数の平均値に基づいて支給するように改めた。
29	92	指摘事項	生涯学習課	【サポート業務の人員配置について】 のびるんdeスクールの運営について、管理運営業務委託料及びサポート人員それぞれの予算配分を別個に検討するだけでなく、両者を総合したうえで運営の適切性を検討する必要があると考える。	○	のびるんdeスクールにおけるサポート業務の人員配置については、利用規模(利用児童数)だけでなく、自主学習場所が各クラスで実施するのにかか所にまとめて行うのか、活動終了後に学校敷地内にある公営児童クラブへ引率していくかなど、サポートスタッフの動線も考慮したうえで配置している。令和7年度(令和7年5月1日契約分)より、令和6年度の参加実数の平均値及びスタッフの動線を考慮したうえで決定するよう改めた。
30	93	意見	生涯学習課	【正確な振込先口座情報の入手について】 民営児童クラブ利用料助成について、申請に当たり正確な口座情報を入手するなど、追加的な経費及び事務負担をなくすよう努力することが業務効率化の観点から望ましい。	○	令和7年度後期分の申請(令和8年3月申請)より、助成金振込先の口座情報が分かる通帳の写し等の添付を義務付け、その旨をリーフレットやホームページに記載し、正確な口座情報の入手をできるよう改めた。
31	94	意見	生涯学習課	【振込データの作成誤りについて】 民営児童クラブ利用料助成の振り込みデータについて、入力されたデータに対し、本人または第三者による事後的なチェックがなされることが望ましい。また、様式の記載についても変更を検討するのが望ましいと考える。	○	入力後のデータについて、入力者本人及び担当グループの別の職員による読み合わせを行い、事後的なチェックに努める。また、申請書様式の金融機関種別の取り違えに関して、データ入力者による誤入力や、申請者による誤記入を防止するため、令和7年4月1日付で「信組」および「信金」の略称表記をそれぞれ「信用組合」、「信用金庫」と改める様式を改めた。
32	95	意見	生涯学習課	【助成金申請書(算出内訳表)について】 放課後児童健全育成事業補助金について、制度変更があった場合、変更前後で助成金額が大きく変わることもありうるため、交付決定に際して申請様式は、常に最新様式であるかどうかまで確認を徹底するのが望ましいと考える。	○	令和7年4月の当年度交付申請様式の送付時のメール本文や、令和8年2月に行った、交付申請者が出席する代表者会での口頭説明において、必ず最新様式を使用するよう周知した。さらに、来年度以降の交付申請様式の送付時には、文書配付にて周知を行う予定である。また、交付決定における審査では、最新の様式を使用した申請であるかどうか、複数の担当職員によって確認を行う。
33	96	指摘事項	美術博物館	【補助金の使用方法について】 二川宿本陣まつり開催実行補助金について、まつり終了後にはがきや切手を購入しているが、翌年度の補助金で改めて購入すべきであると考ええる。また、はがきや切手の受払台帳を整備し現物管理するとともに、所管課としても管理状況を確認すべきであると考ええる。	○	まつり終了後に購入したはがきや切手は、補助事業の期間内で、まつり終了後に開催する会議の案内やアンケート依頼のために使用したものであったと令和5年11月実績報告書にて確認している。 また、二川宿本陣まつり開催実行委員会がはがきや切手の受払台帳を令和7年4月に整備し、現物の出納管理を行うとともに、所管課として管理状況の確認ができるよう改めた。
34	97	指摘事項	美術博物館	【予算執行の区分について】 「プルトーニュの光と風」展覧会について、支出時の予算執行の区分としては、「負担金」ではなく、「委託料」が適切であったと考える。	○	令和6年11月、課内で検討、財政課との協議をした結果、同様な事例については今後委託料とすることとし、令和7年度開催の「つくる展 TASKOファクトリーのひらめきをかたち」及び「風と光のアート 鈴木英人の世界展」については「委託料」で予算化し、「委託料」で予算執行(支出)した。
35	98	指摘事項	美術博物館	【相手先業者の選定方法について】 「プルトーニュの光と風」展覧会について、少なくとも一者随意契約依頼書の作成及び決裁は必要であったと考える。	○	令和7年度開催の「つくる展 TASKOファクトリーのひらめきをかたち」及び「風と光のアート 鈴木英人の世界展」において、相手先業者の選定にあたり「一者随意契約案件等に係る審査依頼書」の作成及び決裁を行い、契約検査課に提出し、審査を受けた。その結果を基に相手先業者と契約した。 今後同様な事例については、「一者随意契約案件等に係る審査依頼書」の作成及び決裁を行い、契約検査課に提出し、審査を受けることとした。
36	100	指摘事項	美術博物館	【支出金額の妥当性について】 「プルトーニュの光と風」展覧会について、契約前に、他の自治体等の情報の有無を確認し、作成した資料を回付して、所管課として支出額の妥当性を検討すべきであったと考える。	○	指摘を踏まえ、令和7年度開催の巡回展「つくる展 TASKOファクトリーのひらめきをかたち」の支出金額の妥当性について、契約前に、他の自治体等の情報の有無を確認し、作成した資料をもとに、館内で検討を行った上で、契約した。 今後同様な事例については、契約前に、他の自治体等の情報の有無を確認し、作成した資料をもとに、支出金額について館内で検討を行うこととした。
37	100	指摘事項	美術博物館	【購入価格の妥当性について】 「プルトーニュの光と風」展覧会の図録について、契約前に、他の自治体等の情報を入手し、作成した資料を回付して、所管課として購入価格の妥当性を検討すべきであったと考える。	○	今後は巡回展における共通の図録について、契約前に、他の自治体等の情報を入手し、作成した資料を館内で回付して、購入価格の妥当性についての検討をするよう令和7年3月館内各グループ会議で職員に周知を行った。
38	101	意見	美術博物館	【ホームページへのミュージアムグッズの掲載について】 購入したミュージアムグッズがホームページで紹介されておらず、ページは10年以上更新されていない。市民に適時に情報提供することが望ましいと考える。	○	指摘を受け、令和7年2月18日に購入したミュージアムグッズをホームページで紹介し、情報提供を行った。また、令和7年3月館内各グループ会議においてホームページについて適宜更新(管理)するよう職員に周知した。

連番	報告書 ページ	区分	担当課	指摘及び意見の概要	措置 状況	措置等の内容
39	102	意見	美術博物館	【ホームページの適時更新について】 美術博物館のホームページについて、施設概要のページに加え、他のページも合わせて、改めてホームページを見直し、市民に適時に情報提供することが望ましいと考える。	○	指摘を受け、令和7年2月18日に美術博物館のホームページの施設概要・沿革については追加記載し、情報提供を行った。 また、令和7年3月館内各グループ会議においてホームページについて適宜更新（管理）するよう職員に周知した。
40	102	指摘事項	科学教育センター	【購入した物品の受払管理について】 購入した物品の受払管理・在庫管理について、適時に購入等による増加を記録し、また、使用等による減少を記録することが求められる。	○	購入・販売の数を記録できるよう在庫管理表を令和6年10月に修正するとともに、適時増減の記録を行うよう職員ミーティングで周知徹底した。
41	103	意見	科学教育センター	【予定価格の算出方法について】 建築物及び建築設備定期点検業務について、複数事業者からの見積書又は入札参加者以外の事業者による見積書を基に予定価格を算出することが求められる。	○	令和7年2月予定価格を設定する際には、複数業者から見積書を入手するなど関係規則等を遵守し適正な金額を設定するよう職員へ周知した。